

關於訪問販賣等之法律

昭和五十一年六月四日法律第五七號

平成十一年一月二二日號外法律第一六〇號

目次

- 第一章 總則（第一條）
 - 第二章 訪問販賣、通信販賣及電話勸誘販賣
 - 第一節 定義（第二條）
 - 第二節 訪問販賣（第三條—第七條）
 - 第三節 通信販賣（第八條—第九條之三）
 - 第四節 電話勸誘販賣（第九條之四—第九條之十三）
 - 第五節 其他（第十條—第十條之七）
 - 第三章 多層次傳銷交易（第十一條—第十七條）
 - 第三章之二 特定之繼續性勞務提供（第十七條之二—第十七條之十一）
 - 第四章 其他（第十八條—第二十一條之三）
 - 第五章 罰則（第二十二條—第二十五條）
-
- 第一章 總則
 - 第一條（目的）

訪問販売等に関する法律

昭和五十一年六月四日
法律第五十七号
平成十一年十二月二十二日
法律第一六〇號改正

目次

- 第一章 總則（第一条）
 - 第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売
 - 第一節 定義（第二条）
 - 第二節 訪問販売（第三条—第七条）
 - 第三節 通信販売（第八条—第九条の三）
 - 第四節 電話勧誘販売（第九条の四—第九条の十三）
 - 第五節 雜則（第十条—第十条の七）
 - 第三章 連鎖販売取引（第十一条—第十七条）
 - 第三章の二 特定継続的役務提供（第十七条の二—第十七条の十一）
 - 第四章 雜則（第十八条—第二十一条の三）
 - 第五章 罰則（第二十二条—第二十五条）
-
- 第一章 総則
 - 第一条（目的）

本法之目的在於，藉由使與訪問販賣、通信販賣及電話勸誘販賣有關之交易、多層次傳銷販賣交易及與特定之繼續性勞務提供有關之交易公平化，並防止購買人等可能受到之損害，以達成保護購買人等之利益，同時適正圓滑化商品等之流通及勞務之提供，進而有助國民經濟之健全發展。

第二章 訪問販賣、通信販賣及電話勸誘販賣

第一節 定義

第二條（定義）

本章及第十八條之二及第十八條之三所稱「訪問販賣」，係指如下之情形。

- 一、販賣業者或經營勞務提供之事業者（以下稱「勞務提供事業者」），於營業所、代理店及其他依通商產業省令所定場所（以下稱「營業所等」）以外場所，接受買賣契約之要約、或接受依締結買賣契約所指定之商品或指定之權利的販賣或有償提供勞務之契約（以下稱「勞務提供契約」）的要約、或提供依締結勞務提供契約所指定之勞務。
- 二、販賣業者或勞務提供事業者，於營業所等，接受於營業所等外之場所被招呼並使同行至營業所等之人或其他以政令指定之方法被誘引之人（以下稱「特定顧客」）所為之買賣契約的要約、或接受依與特定顧客締結之買賣契

この法律は、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引並びに特定継続的役務提供に係る取引を公正にし、並びに購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売

第一節 （定義）

（昭六三法四三・節名追加）

第二条（定義）

この章並びに第十八条の二及び第十八条の三において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

- 一、販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理店その他の通商産業省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う指定商品若しくは指定権利の販売又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う指定役務の提供
- 二、販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者その他政令で定める方法により誘引した者（以下「特定顧客」という。）から売買契約の申込みを

約所指定之商品或指定之權利的販賣或特定顧客對勞務提供契約的要約、或提供依與特定顧客締結之勞務提供契約所指定之勞務。

本章及第十八條之二及第十八條之三所稱「通信販賣」，係指販賣業者或勞務提供事業者以郵件或其他依通商産業省令所定之方法（以下稱「郵件等」），販賣接受買賣契約或勞務提供契約之要約所指定之商品或指定之權利、或提供非該當於電話勸誘販賣者指定之勞務。

本章及第十八條之二及第十八條之三所稱「電話勸誘販賣」，係指販賣業者或勞務提供事業者打電話或依政令所指定之方法使人打電話，並於電話中勸誘締結買賣契約或勞務提供契約（以下稱「電話勸誘行為」），並以郵件等方式接受相對人（以下稱「電話勸誘顧客」）對該買賣契約的要約、或以郵件等接受利用郵件等與電話勸誘顧客締結該買賣契約所指定之商品或指定之權利之販賣或電話勸誘顧客對該勞務提供契約的要約、或提供以郵件等與電話勸誘顧客締結之該勞務提供契約所指定之勞務。

本章及第二十一條所稱「指定商品」，係指與國民日常生活有關之交易中被販賣，且依政令指定之物品。「指定權利」，係指利用設施或接受勞務提供之權利中，與國

受け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して行う指定商品若しくは指定権利の販売又は特定顧客から役務提供契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と役務提供契約を締結して行う指定役務の提供

この章並びに第十八条の二及び第十八条の三において「通信販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が郵便その他の通商産業省令で定める方法（以下「郵便等」という。）により売買契約又は役務提供契約の申込みを受けて行う指定商品若しくは指定権利の販売又は指定役務の提供であつて電話勸誘販売に該当しないものをいう。

この章並びに第十八条の二及び第十八条の三において「電話勸誘販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が、電話をかけ又は政令で定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘（以下「電話勸誘行為」という。）により、その相手方（以下「電話勸誘顧客」という。）から当該売買契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勸誘顧客と当該売買契約を郵便等により締結して行う指定商品若しくは指定権利の販売又は電話勸誘顧客から当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勸誘顧客と当該役務提供契約を郵便等により締結して行う指定役務の提供をいう。

この章及び第二十一条において「指定商品」とは、国民の日常生活に係る取引において販売される物品であつて政令で定めるものをいい、「指定権利」とは、施

民日常生活有關之交易中被販賣，且依政令指定者。「指定勞務」，係指與國民日常生活有關之交易中，有償提供，且依政令指定之勞務。

第二節 訪問販賣

第三條（訪問販賣之姓名等の明示）

販賣業者或勞務提供事業者，於進行訪問販賣時，應對相對人明示販賣業者或勞務提供事業者之姓名或名稱及商品或權利或勞務の種類。

第四條（訪問販賣之文書の交付）

販賣業者或勞務提供事業者，於營業所等以外之場所接受關於指定商品或指定權利之買賣契約的要約、或接受關於指定勞務之勞務提供契約的要約，或於營業所等接受特定顧客對指定商品或指定權利之買賣契約的要約、或接受關於指定勞務之勞務提供契約的要約時，應即時交付予要約人記載依通商産業省令所定下列事項之該要約内容之文書。但於接受要約時即締結該買賣契約或勞務提供契約者，不在此限。

設を利用し又は役務の提供を受ける権利のうち国民の日常生活に係る取引において販売されるものであって政令で定めるものをいい、「指定役務」とは、国民の日常生活に係る取引において有償で提供される役務であって政令で定めるものをいう。

第二節 訪問販売

（昭六三法四三・節名追加）

第三条（訪問販売における氏名等の明示）

販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称及び商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならない。

第四条（訪問販売における書面の交付）

販売業者又は役務提供事業者は、営業所等以外の場所において指定商品若しくは指定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは指定役務につき役務提供契約の申込みを受けたとき又は営業所等において特定顧客から指定商品若しくは指定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは指定役務につき役務提供契約の申込みを受けたときは、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約又は役務提供契約を締結した場合においては、この限りでない。

- 一、商品或權利之販賣價格或勞務之對價。
- 二、商品或權利之價金或勞務之對價的支付時期及方法。
- 三、商品之交付時期或權利之移轉時期或勞務之提供時期。
- 四、依第六條第一項規定之關於買賣契約或勞務提供契約之要約的撤回、或關於買賣契約或勞務提供契約之解除的事項（含同條第二項至第七項規定之相關事項）。
- 五、除以上各款所示者外，其他依通商產業省令所定之事項。

第五條

販賣業者或勞務提供事業者有該當下列各款情形之一者，除次項規定之情形外，應無遲延（該當於前條但書規定者，應即時）地交付予購買人或接受勞務提供之人，明載依通商產業省令所定前條各款之事項（關於前條第四款之事項，以買賣契約或勞務提供契約之解除的相關事項為限）之該買賣契約或勞務提供契約內容之文書。

- 一、於營業所等以外之場所，就指定商品或指定權利締結買賣契約、或就指定勞務締結勞務提供契約者（於營業所等接受特定顧客以外之顧客的要約，並於營業所等以外之場所，締結買賣契約或勞務提供契約者，不在此限）。

- 一、商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 二、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 三、商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 四、第六條第一項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（同條第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。）
- 五、前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第五條

販売業者又は役務提供事業者は、次の各号の一に該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前條ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、通商産業省令で定めるところにより、同條各号の事項（同條第四号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

- 一、營業所等以外の場所において、指定商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は指定役務につき役務提供契約を締結したとき（營業所等において特定顧客以外の顧客から申込みを受け、營業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結したときを除く。）。

- 二、於營業所等以外之場所，就指定商品或指定權利或指定勞務，接受買賣契約或勞務提供契約之要約，並於營業所等締結該買賣契約或勞務提供契約者。
- 三、於營業所等，與特定顧客就指定商品或指定權利締結買賣契約、或就指定勞務締結勞務提供契約者。

販賣業者或勞務提供事業者，於該當前項各款情形之一者，於締結該買賣契約或勞務提供契約時，即交付指定商品或移轉指定權利或提供指定勞務，且即受領指定商品或指定權利之全部價金或指定勞務之全部對價者，應即時地交付予購買人或接受勞務提供之人，記載依通商産業省令所定前條第一款之事項及同條第四款之事項中關於買賣契約或勞務提供契約之解除之事項及其他依通商産業省令所定事項之文書。

第五條之二（禁止行為）

販賣業者或勞務提供事業者，於勸誘締結與訪問販賣有關之買賣契約或勞務提供契約時，或為妨害與訪問販賣有關之買賣契約或勞務提供契約之要約的撤回或解除，就屬於與該買賣契約或該勞務提供契約有關事項中，具有足以影響顧客或購買人或接受勞務提供者之判斷的重要事項，不得為不實之告知行為。

- 二、營業所等以外の場所において指定商品若しくは指定権利又は指定役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、營業所等においてその売買契約又は役務提供契約を締結したとき。
- 三、營業所等において、特定顧客と指定商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は指定役務につき役務提供契約を締結したとき。

販売業者又は役務提供事業者は、前項各号の一に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、指定商品を引き渡し、若しくは指定権利を移転し、又は指定役務を提供し、かつ、指定商品若しくは指定権利の代金又は指定役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、前条第一号の事項及び同条第四号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他通商産業省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

第五條之二（禁止行為）

販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勸誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をし

販賣業者或勞務提供事業者，不得以威迫及使人為難之行為，使相對人締結與訪問販賣有關之買賣契約或勞務提供契約，或妨害與訪問販賣有關之買賣契約或勞務提供契約之要約的撤回或解除。

第五條之三（指示）

主管機關對販賣業者或勞務提供事業者違反第三條至前條之規定、或有下列所示行為者，如認其有危害與訪問販賣有關之交易的公平性及購買人或接受勞務提供者利益之虞時，得指示該販賣業者或勞務提供事業者採取必要之措施。

- 一、拒絕履行或不當遲延基於與訪問販賣有關之買賣契約或勞務提供契約所生債務之全部或一部、或基於與訪問販賣有關之買賣契約或勞務提供契約之解除所生債務之全部或一部者。
- 二、於勸誘締結與訪問販賣有關之買賣契約或勞務提供契約時，或為妨害與訪問販賣有關之買賣契約或勞務提供契約之要約的撤回或解除，或就屬於與該買賣契約或該勞務提供契約有關事項中，具有足以影響顧客或購買人或接受服務提供者之判斷的重要事項，故意不告知事實者。
- 三、除前二款所示者外，其他依通商產業省令所定，屬於與訪問販賣有關之行為，且有危害與訪問販賣有關之交易的公平性及購買人或接受勞務提供者利益之虞者。

てはならない。

販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

第五條之三（指示）

主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 一、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 二、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。
- 三、前二号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるもの

第五條之四（業務之停止等）

主管機關對販賣業者或勞務提供事業者違反第三條至第五條之二之規定者、或進行前條各款所定行為時，如認其明顯地有危害與訪問販賣有關之交易的公平性及購買人或接受勞務提供者利益之虞時、或販賣業者或勞務提供事業者不遵從依前條規定之指示者，得以一年以內之期間為限，命販賣業者或勞務提供事業者停止與訪問販賣有關業務之全部或一部。

主管機關依前項規定為命令時，須公布其意旨。

第六條（訪問販賣之要約的撤回等）

販賣業者或勞務提供事業者於營業所等以外之場所，接受就指定商品（販賣條件係由販賣業者與購買人經相當期間交涉之一般交易型態的商品、且為依政令所定之指定商品者，不在此限。於本項中，以下同。）或指定權利或指定勞務之買賣契約或勞務提供契約的要約者；販賣業者或勞務提供事業者於營業所等，接受特定顧客對指定商品或指定權利或指定勞務之買賣契約或勞務提供契約之要約者；販賣業者或勞務提供事業者於營業所等以外之場所，締結關於指定商品或指定權利或指定勞務之買賣契約或勞務提供契約（不含於營業所等接受要約，並於營業所等以外之場所締結買賣契約或勞務提供契約者）者；販賣業者或勞務提供事業者於營

として通商産業省令で定めるもの。

第五條の四（業務の停止等）

主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第三条から第五条の二までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第六條（訪問販売における契約の申込みの撤回等）

販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において指定商品（その販売条件についての交渉が販売業者と購入者との間で相当の期間にわたり行われることが通常取引の態様である商品として政令で定める指定商品を除く。以下この項において同じ。）若しくは指定権利若しくは指定役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客から指定商品若しくは指定権利若しくは指定役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所にお

業所等，與特定顧客締結關於指定商品或指定權利或指定勞務之買賣契約或勞務提供契約者；其提出要約之人、購買人或接受勞務提供者（於本條中，以下稱「要約人等」），除以下所示之情形外，得以書面撤回該買賣契約或勞務提供契約之要約、或解除該買賣契約或勞務提供契約（於本條中，以下稱「要約之撤回等」）。

- 一、要約人等於受領第五條之文書之日（已於該日前受領第四條之文書者，為受領該文書之日）起算，已經過八日者。
- 二、要約人等已受領第四條或第五條之文書時，如商品係依政令所定之指定商品、且因對該商品之使用或部分消費將有明顯減少其價額之虞者，要約人等已加以使用、或消費其全部或一部者。
- 三、第五條第二項所規定之情形中，與該買賣契約有關之指定商品或指定權利之價金、或與該勞務提供契約有關之指定勞務之對價的總額，未達依政令所定之金額者。

要約之撤回等，於發出與該要約之撤回等有關之文書時，生其效力。

要約之撤回等發生時，販賣業者或勞務提供事業

いて指定商品若しくは指定權利若しくは指定役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合（營業所等において申込みを受け、營業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結した場合を除く。）若しくは販賣業者若しくは役務提供事業者が營業所等において特定顧客と指定商品若しくは指定權利若しくは指定役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合におけるその購入者若しくは役務の提供を受ける者（以下この条において「申込者等」という。）は、次に掲げる場合を除き、書面によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。

- 一、申込者等が第五条の書面を受領した日（その日前に第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過したとき。
- 二、申込者等が第四条又は第五条の書面を受領した場合において、指定商品でその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき。
- 三、第五条第二項に規定する場合において、当該売買契約に係る指定商品若しくは指定權利の代金又は当該役務提供契約に係る指定役務の対価の總額が政令で定める金額に満たないとき。

申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を發した時に、その効力を生ずる。

申込みの撤回等があつた場合においては、販賣業

者，不得請求支付隨該要約之撤回等所生之損害賠償或違約金。

要約之撤回等發生時，與該買賣契約有關之商品已交付或權利已移轉者，其取回或返還所需費用，由販賣業者負擔。

就勞務提供契約或指定權利之買賣契約，發生要約之撤回等情形時，即使依該勞務提供契約之勞務已被提供、或基於該權利之行使致設施已被利用或勞務已被提供，勞務提供事業者或指定權利之販賣業者，不得對要約人等請求支付相當於與該勞務提供契約有關之勞務的對價及其他金錢或基於該權利之行使所得利益之金錢。

就勞務提供契約發生要約之撤回等情形時，勞務提供事業者已受領與該勞務提供契約有關之金錢者，應迅速地將其返還予要約人等。

勞務提供契約或指定權利之買賣契約的要約人等，就該勞務提供契約或買賣契約為要約之撤回等時，對於因隨與該勞務提供契約或該指定權利有關之勞務的提供，致要約人等之土地或建物或其他工作物之現狀發生變更者，得請求該勞務提供事業者或該指定權利之販賣業者，無償採取為回復原狀之必要措施。違反以上各項規定為不利於要約人等之特約，無效。

者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、販売業者の負担とする。

役務提供事業者又は指定権利の販売業者は、役務提供契約又は指定権利の売買契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供され又は当該権利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金錢又は当該権利の行使により得られた利益に相当する金錢の支払を請求することができない。

役務提供事業者は、役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該役務提供契約に関連して金錢を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

役務提供契約又は指定権利の売買契約の申込者等は、その役務提供契約又は売買契約につき申込みの撤回等を行つた場合において、当該役務提供契約又は当該指定権利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現狀が変更されたときは、当該役務提供事業者又は当該指定権利の販売業者に対し、その原狀回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。

第七條（隨訪問販賣之契約的解除等所生損害賠償等金額之限制）

販賣業者或勞務提供事業者於締結該當於第五條第一項各款之買賣契約或勞務提供契約者，於該買賣契約或勞務提供契約被解除時，即有預定損害賠償額或訂有違約金之情形，仍應依下列各款規定，不得向購買人或接受勞務提供者請求支付超過各款所定金額與依法定利率計算之遲延損害金金額之總額的金錢。

- 一、該商品或該權利被返還者：相當於該商品之通常的使用費用或基於行使該權利可得之通常利益之金額（由相當於該商品或該權利之販賣價格扣除該商品或該權利被返還時之價額，該額度超過相當於通常之使用費用額或基於行使該權利可得之通常利益之金額者，該金額）。
- 二、該商品或該權利未被返還者：相當於該商品或該權利之販賣價格的金額。
- 三、該勞務提供契約之解除係於開始提供該勞務之後者：相當於所提供之該勞務對價的金額。
- 四、該商品之交付或該權利之移轉或該勞務開始提供前，該契約被解除者：為締結及履行契約之通常必要費用的金額。

前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

第七條（訪問販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

販売業者又は役務提供事業者は、第五条第一項各号の一に該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

- 一、当該商品又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
- 二、当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額
- 三、当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額
- 四、当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

販賣業者或勞務提供事業者締結該當於第五條第一項各款的買賣契約或勞務提供契約者，於關於該買賣契約之價金或該勞務提供契約之對價的全部或一部的支付義務未被履行時（不含買賣契約或勞務提供契約被解除之情形），即有預定損害賠償額或訂有違約金者，仍不得向購買人或接受勞務提供者請求支付超過由相當於該商品或該權利之販賣價格或該勞務之對價扣除已支付之該商品或該權利之價金或該服務之對價之金額與依法定利率計算之遲延損害金金額之總額的金錢。

第三節 通信販賣

第八條（關於通信販賣之廣告）

販賣業者或勞務提供事業者，就從事通信販賣時之指定商品或指定權利之販賣條件、或指定勞務之提供條件為廣告時，應依通商產業省令所定，於該廣告中明示關於該商品或該權利或該勞務之下列事項。但，於廣告中表示將依請求無遲延地交付記載有該等事項文書之意旨者，販賣業者或勞務提供事業者，得依通商產業省令所定，不明示該等事項之一部分。

販売業者又は役務提供事業者は、第五条第一項各号の一に該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約についての代金又はその役務提供契約についての対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合(売買契約又は役務提供契約が解除された場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

第三節 通信販売

（昭六三法四三・節名追加）

第八条（通信販売についての広告）

販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に、当該商品若しくは当該権利又は当該役務に関する次の事項を表示しなければならない。ただし、当該広告に、請求によりこれらの事項を記載した書面を遅滞なく交付する旨の表示をする場合には、販売業者又は役務提供事業者は、通商産業省令で定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。

- 一、商品或權利之販賣價格或勞務的對價（販賣價格不含商品之運送費用者，其販賣價格與商品之運送費用）。
- 二、商品或權利之價金或勞務之對價的支付時期與方法。
- 三、商品之交付時期或權利之移轉時期或勞務之提供時期。
- 四、關於商品交付或權利移轉後的取回或返還之特約事項（無此特約者，其意旨）。
- 五、以上各款所示者外，其他依通商產業省令所定之事項。

第八條之二（誇大廣告等之禁止）

販賣業者或勞務提供事業者，就從事通信販賣時之指定商品或指定權利之販賣條件、或指定勞務之提供條件為廣告時，就該商品之性能或該權利或該勞務之內容、該商品交付或該權利移轉後的取回或返還之特約及其他依通商產業省令所定事項，不得為顯違反事實、或顯較實際情形優良或有利之使人誤認的表示。

第九條（通信販賣之承諾等的通知）

販賣業者或勞務提供事業者，通信販賣就指定商品或指定權利或指定勞務，於該商品之交付或該權利之移轉或該勞

- 一、商品若しくは權利の販売価格又は役務の対価(販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料)
- 二、商品若しくは權利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 三、商品の引渡時期若しくは權利の移轉時期又は役務の提供時期
- 四、商品の引渡し又は權利の移轉後におけるその引取り又は返還についての特約に関する事項(その特約がない場合には、その旨)
- 五、前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第八条の二（誇大広告等の禁止）

販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定權利の販売条件又は指定役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該權利若しくは当該役務の内容、当該商品の引渡し又は当該權利の移轉後におけるその引取り又はその返還についての特約その他の通商産業省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は實際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

第九条（通信販売における承諾等の通知）

販売業者又は役務提供事業者は、指定商品若しくは指定權利又は指定役務につき売買契約又は役務提供契約の申

務之提供前，受領由對買賣契約或勞務提供契約提出要約者所支付之該商品或該權利之價金或該服務之對價之全部或一部者，如其為以郵件等接受關於該商品或該權利或該勞務之買賣契約或勞務提供契約之要約、且已受領該商品或該權利之價金或該勞務之對價之全部或一部時，應無遲延地依通商產業省令所定，以書面通知該人是否對該要約為承諾之意旨（於受領前通知要約人是否承諾其要約者，其意旨）及其他依通商產業省令所定之事項。但於受領該商品或該權利之價金或該勞務之對價之全部或一部後，即無遲延地送交該商品或移轉該權利或提供該勞務者，不在此限。

第九條之二（指示）

主管機關對販賣業者或勞務提供事業者違反前三條之規定者，如認其有危害與通信販賣有關之交易的公平性及購買人或接受勞務提供者利益之虞時，得指示該販賣業者或勞務提供事業者採取必要之措施。

第九條之三（業務之停止等）

主管機關對販賣業者或勞務提供事業者違反第八條至第

込みをした者から当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供に先立つて当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領することとする通信販売をする場合において、郵便等により当該商品若しくは当該権利又は当該役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、かつ、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その申込みを承諾する旨又は承諾しない旨（その受領前にその申込みを承諾する旨又は承諾しない旨をその申込みをした者に通知している場合には、その旨）その他の通商産業省令で定める事項をその者に書面により通知しなければならない。ただし、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付し、若しくは当該権利を移転し、又は当該役務を提供したときは、この限りでない。

第九條之二（指示）

主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が前三条の規定に違反した場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第九條之三（業務の停止等）

主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第八

九條之規定者，如認其明顯地有危害與通信販賣有關之交易的公平性及購買人或接受勞務提供者利益之虞時、或販賣業者或勞務提供事業者不遵從依前條規定之指示者，得以一年以內之期間為限，命販賣業者或勞務提供事業者停止與通信販賣有關業務之全部或一部。

主管機關依前項規定為命令時，須公布其意旨。

第四節 電話勸誘販賣

第九條之四（電話勸誘販賣之姓名等的表示）

販賣業者或勞務提供事業者，於進行電話勸誘販賣時，應對相對人明示販賣業者或勞務提供事業者之姓名或名稱、進行勸誘者之姓名、商品或權利或勞務之種類及其該電話係為勸誘締結買賣契約或勞務提供契約。

第九條之五（對表示不欲締結契約意思者之勸誘的禁止）

對於表示不欲締結與電話勸誘販賣有關之買賣契約或勞務提供契約之意思者，販賣業者或勞務提供事業者不得勸誘締結該買賣契約或該勞務提供契約。

條から第九條までの規定に違反した場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が前條の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第四節 電話勸誘販売

（平八法四四・追加）

第九條の四（電話勸誘販売における氏名等の明示）

販売業者又は役務提供事業者は、電話勸誘販売をしようとするときは、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称及びその勸誘を行う者の氏名並びに商品若しくは権利又は役務の種類並びにその電話が売買契約又は役務提供契約の締結について勸誘をするためのものであることを告げなければならない。

第九條の五（契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勸誘の禁止）

販売業者又は役務提供事業者は、電話勸誘販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勸誘をしてはならない。

第九條之六（電話勸誘販賣之文書の交付）

販賣業者或勞務提供事業者以電話為勸誘行為，並以郵件等接受電話勸誘顧客對指定商品或指定權利之該買賣契約的要約、或以郵件等接受對指定勞務之該勞務提供契約的要約者，應無遲延地交付予要約人記載依通商産業省令所定，下列事項之該要約內容之文書。但於接受要約時即締結該買賣契約或勞務提供契約者，不在此限。

- 一、商品或權利之販賣價格或勞務的對價。
- 二、商品或權利之價金或勞務之對價的支付時期及方法。
- 三、商品之交付時期或權利之移轉時期或勞務之提供時期。
- 四、依第九條之十二第一項規定之關於買賣契約或勞務提供契約之要約的撤回、或關於買賣契約或勞務提供契約之解除的事項（含同條第二項至第七項規定之相關事項）。
- 五、除以上各款所示者外，其他依通商産業省令所定之事項。

第九條之七

販賣業者或勞務提供事業者有該當下列各款情形之一者，除次項規定之情形外，應無遲延地交付予購買人或接受勞務提供者明載依通商産業省令所定，前條各款事項（關於前條第四款之事項，以買賣契約或勞務提供契約之解除的相

第九條の六（電話勸誘販売における書面の交付）

販売業者又は役務提供事業者は、電話勸誘行為により、電話勸誘顧客から指定商品若しくは指定権利につき当該売買契約の申込みを郵便等により受け、又は指定役務につき当該役務提供契約の申込みを郵便等により受けたときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約又は役務提供契約を締結した場合においては、この限りでない。

- 一、商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 二、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 三、商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 四、第九條の十二第一項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項(同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。)
- 五、前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第九條の七

販売業者又は役務提供事業者は、次の各号の一に該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、前条各号の事項(同条第四号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に

關事項為限）之該買賣契約或勞務提供契約內容之文書。

- 一、利用電話勸誘行為，與電話勸誘顧客以郵件等締結與指定商品或指定權利有關之該買賣契約、或以郵件等締結與指定勞務有關之該勞務提供契約者。
- 二、進行電話勸誘行為，並以郵件等接受電話勸誘顧客對與指定商品或指定權利或指定勞務有關之買賣契約或勞務提供契約之要約，並締結該買賣契約或勞務提供契約者。

販賣業者或勞務提供事業者有該當前項第二款之情形，並於締結該買賣契約或勞務提供契約時，即交付指定商品或移轉指定權利或提供指定勞務，且即受領指定商品或指定權利之全部價金或指定勞務之全部對價者，應即時交付予購買人或接受勞務提供之人記載依通商産業省令所定前條第一款之事項及同條第四款之事項中關於買賣契約或勞務提供契約之解除之事項及其他依通商産業省令所定事項之文書。

第九條之八（電話勸誘販賣之承諾等的通知）

販賣業者或勞務提供事業者，以電話勸誘販賣就指定商品或指定權利或指定勞務，於該商品之交付或該權利之移轉或該勞務之提供前，受領由對買賣契約或勞務提供契約提出要約者所支付之該商品或該權利之價金或該勞務之對價之全

關する事項に限る。)についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

- 一、電話勸誘行為により、電話勸誘顧客と指定商品若しくは指定権利につき当該売買契約を郵便等により締結したとき又は指定役務につき当該役務提供契約を郵便等により締結したとき。
- 二、電話勸誘行為により電話勸誘顧客から指定商品若しくは指定権利又は指定役務につき当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、その売買契約又は役務提供契約を締結したとき。

販売業者又は役務提供事業者は、前項第二号に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、指定商品を引き渡し、若しくは指定権利を移転し、又は指定役務を提供し、かつ、指定商品若しくは指定権利の代金又は指定役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、前条第一号の事項及び同条第四号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他通商産業省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

第九條の八（電話勸誘販売における承諾等の通知）

販売業者又は役務提供事業者は、指定商品若しくは指定権利又は指定役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みをした者から当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供に先立つて当該商品若しくは当該権

部或一部者，如其為以郵件等接受關於該商品或該權利或該勞務之買賣契約或勞務提供契約之要約，且已受領該商品或該權利之價金或該勞務之對價之全部或一部時，應無遲延地依通商產業省令所定，以書面通知該人是否對該要約為承諾之意旨（於受領前通知要約人是否承諾其要約者，其意旨）及其他依通商產業省令所定之事項。但於受領該商品或該權利之價金或該勞務之對價之全部或一部後，即無遲延地送交該商品或移轉該權利或提供該勞務者，不在此限。

第九條之九（禁止行為）

販賣業者或勞務提供事業者，於勸誘締結與電話勸誘販賣有關之買賣契約或勞務提供契約時，或為妨害與電話勸誘販賣有關之買賣契約或勞務提供契約之要約的撤回或解除，就屬於與該買賣契約或該勞務提供契約有關事項中，具有足以影響電話勸誘顧客或購買人或接受勞務提供者之判斷的重要事項，不得為不實之告知行為。

販賣業者或勞務提供事業者，不得以威迫及使人為難之行為，使相對人締結與電話勸誘販賣有關之買賣契約或勞務提供契約，或妨害與電話勸誘販賣有關之買賣契約或勞務提

利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領することとする電話勧誘販売をする場合において、郵便等により当該商品若しくは当該権利又は当該役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、かつ、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その申込みを承諾する旨又は承諾しない旨（その受領前にその申込みを承諾する旨又は承諾しない旨をその申込みをした者に通知している場合には、その旨）その他の通商産業省令で定める事項をその者に書面により通知しなければならない。ただし、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付し、若しくは当該権利を移転し、又は当該役務を提供したときは、この限りでない。

第九条の九（禁止行為）

販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回

供契約之要約的撤回或解除。

第九條之十（指示）

主管機關對販賣業者或勞務提供事業者違反第九條之四至前條之規定、或有下列所示行為者，如認其有危害與電話勸誘販賣有關之交易的公平性及購買人或接受勞務提供者利益之虞時，得指示該販賣業者或勞務提供事業者採取必要之措施。

- 一、拒絕履行或不當遲延基於與電話勸誘販賣有關之買賣契約或勞務提供契約所生債務之全部或一部、或基於與電話勸誘販賣有關之買賣契約或勞務提供契約之解除所生債務之全部或一部者。
- 二、於勸誘締結與電話勸誘販賣有關之買賣契約或勞務提供契約時，或為妨害與電話勸誘販賣有關之買賣契約或勞務提供契約之要約的撤回或解除，就屬於與該買賣契約或該勞務提供契約有關事項中，具有足以影響顧客或購買人或接受服務提供者之判斷的重要事項，故意不告知事實者。
- 三、除前二款所示者外，其他依通商產業省令所定，屬於與電話勸誘販賣有關之行為，且有危害與電話勸誘販賣有關之交易的公平性及購買人或接受勞務提供者利益之虞者。

若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

第九條の十（指示）

主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第九條の四から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 一、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 二、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。
- 三、前二号に掲げるもののほか、電話勧誘販売に関する行為であつて、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして通商産業省令で定めるもの。

第九條之十一（業務之停止等）

主管機關對販賣業者或勞務提供事業者違反第九條之四至第九條之九之規定者、或進行前條各款所定行為時，如認其明顯地有危害與電話勸誘販賣有關之交易的公平性及購買人或接受勞務提供者利益之虞者、或販賣業者或勞務提供事業者不遵從依前條規定之指示者，得以一年以內之期間為限，命販賣業者或勞務提供事業者停止與電話勸誘販賣有關業務之全部或一部。

主管機關依前項規定為命令時，須公布其意旨。

第九條之十二（電話勸誘販賣之要約的撤回等）

販賣業者或勞務提供事業者進行電話勸誘行為，並以郵件等接受電話勸誘顧客就指定商品（販賣條件係由販賣業者與購買人經相當期間交渉之一般交易型態的商品、且為依政令所定之指定商品者，不在此限。於本項中，以下同。）或指定權利或指定勞務之該買賣契約或該勞務提供契約的要約者；販賣業者或勞務提供事業者進行電話勸誘行為，並以郵件等與電話勸誘顧客締結就指定商品或指定權利或指定勞務之該買賣契約或該勞務提供契約者，其提出要約之人、購買人或接受勞務提供者（於本條中，以下稱「要約人等」），除以下所示之情形外，得以書面撤回該買賣契約或勞務提供契約之要約或解除該買賣契約或勞務提供契約（於本條中，以下稱「要約

第九條の十一（業務の停止等）

主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第九條の四から第九條の九までの規定に違反し若しくは前條各号に掲げる行為をした場合において電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同條の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第九條の十二（電話勧誘販売における契約の申込みの撤回等）

販売業者若しくは役務提供事業者が電話勧誘行為により電話勧誘顧客から指定商品（その販売条件についての交渉が販売業者と購入者との間で相当の期間にわたり行われることが通常取引の態様である商品として政令で定める指定商品を除く。以下この項において同じ。）若しくは指定権利若しくは指定役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受けた場合におけるその申込みをした者又は販売業者若しくは役務提供事業者が電話勧誘行為により電話勧誘顧客と指定商品若しくは指定権利若しくは指定役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結した場合におけるその購入者若しくは役務の提供を受ける者（以下この条において「申

之撤回等」）。

- 一、要約人等於受領第九條之七之文書之日（已於該日前受領第九條之六之文書者，為受領該文書之日）起算，已經過八日者。
- 二、要約人等已受領第九條之六或第九條之七之文書時，如商品係依政令所定之指定商品、且因對該商品之使用或部分消費將有明顯減少其價額之虞者，要約人等已加以使用、或消費其全部或一部者。
- 三、第九條之七第二項所規定之情形中，與該買賣契約有關之指定商品或指定權利之價金、或與該勞務提供契約有關之指定勞務之對價的總額，未達依政令所定之金額者。

要約之撤回等，於發出與該要約之撤回等有關之文書時，生其效力。

要約之撤回等發生時，販賣業者或勞務提供事業者，不得請求支付隨該要約之撤回等所生之損害賠償或違約金。

要約之撤回等發生時，與該買賣契約有關之商品已交付或權利已移轉者，其取回或返還所需費用，由販賣業者負擔。

込者等」という。）は、次に掲げる場合を除き、書面によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。

- 一、申込者等が第九条の七の書面を受領した日（その日前に第九条の六の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過したとき。
- 二、申込者等が第九条の六又は第九条の七の書面を受領した場合において、指定商品でその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき。
- 三、第九条の七第二項に規定する場合において、当該売買契約に係る指定商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る指定役務の対価の総額が政令で定める金額に満たないとき。

申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を發した時に、その効力を生ずる。

申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、販売業者の負担とする。

就勞務提供契約或指定權利之買賣契約，發生要約之撤回等情形時，即使依該勞務提供契約之勞務已被提供、或基於該權利之行使致設施已被利用或勞務已被提供，勞務提供事業者或指定權利之販賣業者，不得對要約人等請求支付相當於與該勞務提供契約有關之勞務的對價及其他金錢或基於該權利之行使所得利益之金錢。

就勞務提供契約發生要約之撤回等情形時，勞務提供事業者已受領與該勞務提供契約有關之金錢者，應迅速地將其返還予要約人等。

勞務提供契約或指定權利之買賣契約的要約人等，就該勞務提供契約或買賣契約為要約之撤回等時，對於因隨與該勞務提供契約或與該指定權利有關之勞務的提供，致要約人等之土地或建物或其他工作物之現狀發生變更者，得請求該勞務提供事業者或該指定權利之販賣業者，無償採取為回復原狀之必要措施。

違反以上各項規定為不利於要約人等之特約，無效。

第九條之十三（隨電話勸誘販賣之契約的解除等所生損害賠償等之金額的限制）

販賣業者或勞務提供事業者於締結該當於第九條之七第一項各款之買賣契約或勞務提供契約者，於該買賣契約或勞

役務提供事業者又は指定權利の販賣業者は、役務提供契約又は指定權利の売買契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供され又は当該權利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金錢又は当該權利の行使により得られた利益に相当する金錢の支払を請求することができない。

役務提供事業者は、役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該役務提供契約に関連して金錢を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

役務提供契約又は指定權利の売買契約の申込者等は、その役務提供契約又は売買契約につき申込みの撤回等を行つた場合において、当該役務提供契約又は当該指定權利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現狀が変更されたときは、当該役務提供事業者又は当該指定權利の販賣業者に対し、その原狀回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。

前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

第九條の十三（電話勸誘販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

販売業者又は役務提供事業者は、第九條の七第一項各号の一に該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした

務提供契約被解除時，即有預定損害賠償額或訂有違約金之情形，仍應依下列各款規定，不得向購買人或接受勞務提供者請求支付超過各款所定金額與依法定利率計算之遲延損害金金額之總額的金錢。

- 一、該商品或該權利被返還者：相當於該商品之通常的使用費用或基於行使該權利可得之通常利益之金額（由相當於該商品或該權利之販賣價格扣除該商品或該權利被返還時之價額，該額度超過相當於通常之使用費用額或基於行使該權利可得之通常利益之金額者，其差額）。
- 二、該商品或該權利未被返還者：相當於該商品或該權利之販賣價格的金額。
- 三、該勞務提供契約之解除係於開始提供該勞務之後者：相當於所提供之該勞務對價的金額。
- 四、該商品之交付或該權利之移轉或該勞務開始提供前，該契約被解除者：為締結及履行契約之通常必要費用之金額。

販賣業者或勞務提供事業者締結該當於第九條之七第一項各款的買賣契約或勞務提供契約者，於關於該買賣契約之價金或該勞務提供契約之對價的全部或一部の支付義務未被履行時（不含買賣契約或勞務提供契約被解除之情形），即有預定損害賠償額或訂有違約金者，仍不得向購買人或接受勞務提供者請求支付超過由相當於該商品或該權利之販賣價格或該勞務之對價扣除已支

場合において、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

- 一、当該商品又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
- 二、当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額
- 三、当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額
- 四、当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

販売業者又は役務提供事業者は、第九條の七第一項各号の一に該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約についての代金又はその役務提供契約についての対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（売買契約又は役務提供契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該

付之該商品或該權利之價金或該服務之對價之金額與依法定利率計算之遲延損害金金額之總額的金錢。

第五節 其他

第十條（適用之除外）

下列該當於訪問販賣、通信販賣或電話勸誘販賣之販賣或勞務之提供，前三節之規定無其適用。

- 一、要約人或購買人或接受勞務提供之人係為營業或以營業之目的而締結與販賣或勞務之提供有關的買賣契約或勞務提供契約者。
- 二、對在本國以外之人為商品或權利之販賣或勞務之提供。
- 三、中央或地方公共團體所為之販賣或勞務之提供。
- 四、以下之團體對其直接或間接的成員所為之販賣或勞務之提供（包含該團體得使成員以外之人利用其事業或設施者，其對該等利用者所為之販賣或勞務服務之提供）。

（一）依特別法設立之公會及其聯合會與總會。

商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

第五節 雜則

（昭六三法四三・節名追加、平八法四四・旧第四節繰下）

第十条（適用除外）

前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

- 一、売買契約又は役務提供契約で、その申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る販売又は役務の提供
- 二、本邦外に在る者に対する商品若しくは権利の販売又は役務の提供
- 三、国又は地方公共団体が行う販売又は役務の提供
- 四、次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売又は役務の提供（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う販売又は役務の提供を含む。）
 - イ、特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

（二）國家公務員法（一九四七年第一百二十號法律）
第一百零八條之二或地方公務員法（一九四九年
第二百六十一號法律）第五十二條之團體。

（三）工會。

五、事業者對其員工所為之販賣或勞務之提供。

對下列之訪問販賣，第四條至第七條之規定無其適用。

- 一、對請求於其住居為買賣契約或勞務提供契約之要約、或締結買賣契約或勞務提供契約者，所為之訪問販賣。
- 二、販賣業者或勞務提供事業者於其營業所等以外之場所接受對指定商品、指定權利或指定勞務之買賣契約或勞務提供契約之要約、或締結買賣契約或勞務提供契約為一般慣例，且其為無危害購買人或接受勞務提供者利益之虞之交易型態，並該當於依政令所定之訪問買賣者。

對以下之電話勸誘販賣，第九條之六、第九條之七及第九條之九至前條之規定無其適用。

- 一、對為提出買賣契約或勞務提供契約之要約、或締結買賣契約或勞務提供契約而請求業者打電話者（不含基於電話勸誘行為、或依政令所定行為而請求業者為前述行為者），所為之電話勸誘販賣。
- 二、販賣業者或勞務提供事業者進行電話勸誘行為，並以郵件等接受對指定商品、指定權利或指定勞務之買賣契約或勞務提供契約之要約、或以郵件等締結買賣契約或勞

ロ、國家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十號）第
百八條之二又は地方公務員法（昭和二十五年法律
第二百六十一號）第五十二條の団体

ハ、労働組合

五、事業者がその従業者に対して行う販売又は役務の提供
第四条から第七条までの規定は、次の訪問販売につい
ては、適用しない。

- 一、その住居において売買契約若しくは役務提供契約の申
込みをし又は売買契約若しくは役務提供契約を締結す
ることを請求した者に対して行う訪問販売
- 二、販売業者又は役務提供事業者がその営業所等以外の場
所において指定商品若しくは指定権利若しくは指定役
務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受
け又は売買契約若しくは役務提供契約を締結すること
が通例であり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受
ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引
の態様で政令で定めるものに該当する訪問販売

第九条の六、第九条の七及び第九条の九から前条まで
の規定は、次の電話勧誘販売については、適用しない。

- 一、売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし又は売買
契約若しくは役務提供契約を締結するために電話をか
けることを請求した者（電話勧誘行為又は政令で定め
る行為によりこれを請求した者を除く。）に対して行う
電話勧誘販売
- 二、販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘行為により指
定商品若しくは指定権利若しくは指定役務につき当該
売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等

務提供契約為一般慣例，且認其為無侵害購買人或接受勞務提供者利益之虞之交易型態，並該當於依政令所定之電話勸誘販賣者。

為分期付款販賣法（一九六一年第一百五十九號法律）第二條第一項規定之分期付款販賣、同條第二項規定之貸款販賣或同條第三項規定之斡旋分期付款購買之販賣（以下於本條及第十七條之十一中稱「分期付款販賣等」），且其該當於訪問販賣者，第七條之規定無其適用。

為分期付款販賣等且該當於通信販賣者，第八條及第九條之規定無其適用。

為分期付款販賣等且該當於電話勸誘販賣者，第九條之八及前條之規定無其適用。

第十條之二（訪問販賣協會）

以經營訪問販賣為業者，為使關於訪問販賣之交易公平化，並保護購買人及接受服務提供者之利益，同時為達有助訪問販賣業之健全發展之目的，得以經營訪問販賣為業者為會員，於其名稱中使用訪問販賣協會之字樣，設立民法（一九六六年第八十九號法律）第三十四條規定之法人。

第十條之三（名稱使用之限制）

により受け又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結することが通例であり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する電話勸誘販売

第七條の規定は、割賦販売法第二條第一項に規定する割賦販売、同條第二項に規定するローン提携販売又は同條第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売（以下この條及び第十七條の十一において「割賦販売等」という。）で訪問販売に該当するものについては、適用しない。

第八條及び第九條の規定は、割賦販売等で通信販売に該当するものについては、適用しない。

第九條の八及び前條の規定は、割賦販売等で電話勸誘販売に該当するものについては、適用しない。

第十條之二（訪問販売協会）

訪問販売を業として営む者は、訪問販売に係る取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護するとともに、訪問販売の事業の健全な発展に資することを目的として、訪問販売を業として営む者を会員とし、その名称中に訪問販売協会という文字を用いる民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定による法人を設立することができる。（昭六三法四三・追加）

第十條之三（名称の使用制限）

非前條所規定之法人（以下稱「訪問販賣協會」）者，不得於其名稱中使用訪問販賣協會之字樣。

未加入訪問販賣協會者，不得於其名稱中使用訪問販賣協會會員之字樣。

第十條之四（申訴的處理）

購買人或接受勞務提供者對會員所為有關訪問販賣之業務提出申訴請求處理時，訪問販賣協會應就該諮詢對申訴人提供必要之建議，調查有關該申訴之情形，並將申訴內容通知該當會員，要求其為迅速之處理。

訪問販賣協會於處理與前項申訴有關之申訴時，認有必要者，得要求該當會員以文書或口頭為說明、或提出資料。

會員無正當理由，不得拒絕訪問販賣協會依前項規定所提出之要求。

訪問販賣協會應就依第一項所提出之申訴、與該申訴有關之情形及處理之結果，通知各會員。

第十條之五（通信販賣協會）

以經營通信販賣為業者，為使關於通信販賣之交易公平化，並保護購買人及接受勞務提供者之利益，同時為達有助

前條に規定する法人（以下「訪問販売協会」という。）でない者は、その名称中に訪問販売協会という文字を用いてはならない。

訪問販売協会に加入していない者は、その名称中に訪問販売協会会員という文字を用いてはならない。

第十条の四（苦情の解決）

訪問販売協会は、購入者又は役務の提供を受ける者等から会員の営む訪問販売の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

訪問販売協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

会員は、訪問販売協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

訪問販売協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

第十条の五（通信販売協会）

通信販売を業として営む者は、通信販売に係る取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益

通信販賣業之健全發展的目的，得以經營通信販賣為業者為會員，於其名稱中使用通信販賣協會之字樣，設立民法第三十四條規定之法人。

第十條之六（名稱使用之限制）

非前條所規定之法人（以下稱「通信販賣協會」）者，不得於其名稱中使用通信販賣協會之字樣。

未加入通信販賣協會者，不得於其名稱中使用通信販賣協會會員之字樣。

第十條之七（申訴的處理）

購買人或接受勞務提供者對會員所為有關通信販賣之業務提出申訴請求處理時，通信販賣協會應就該諮詢對申訴人提供必要之建議，調查有關該申訴之情形，並將申訴內容通知該當會員，要求其為迅速之處理。

通信販賣協會於處理與前項有關之申訴時，認有必要者，得要求該當會員以文書或口頭為說明、或提出資料。

會員無正當理由，不得拒絕通信販賣協會依前項規定所提出之要求。

通信販賣協會應就依第一項所提出之申訴、與該申訴有

を保護するとともに、通信販売の事業の健全な発展に資することを目的として、通信販売を業として営む者を会員とし、その名称中に通信販売協会という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

第十条の六（名称の使用制限）

前条に規定する法人（以下「通信販売協会」という。）でない者は、その名称中に通信販売協会という文字を用いてはならない。

通信販売協会に加入していない者は、その名称中に通信販売協会会員という文字を用いてはならない。

第十条の七（苦情の解決）

通信販売協会は、購入者又は役務の提供を受ける者等から会員の営む通信販売の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

通信販売協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

会員は、通信販売協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

通信販売協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情

關之情行及處理之結果，通知各會員。

第三章 多層次傳銷交易

第十一條（定義）

本章及第二十條之二第一項與第二十一條所稱之「多層次傳銷業」，係指物品（含利用設施與接受勞務提供之權利，以下同）之販賣（含其斡旋）、或有償提供勞務（含其斡旋）之事業，其以得收受特定利益（係指該商品之再販賣、受託販賣或斡旋販賣之其他人，或提供同種類勞務或斡旋提供該勞務之其他人，由其所提供之交易費及其他該當於依通商產業省令所定要件之利益的全部或一部），誘引販賣標的物之物品（以下於本章中稱「商品」）的再販賣（係指販賣之相對人買受商品後為販賣之情形，以下同）、受託販賣（係指受委託販賣而販賣商品之情形，以下同）或斡旋販賣或提供同種類勞務（係指提供與該勞務同一種類勞務之情形，以下同）或斡旋同種類勞務之提供者，並與該人以特定之負擔（係指購入商品或支付該勞務之對價或提供交易費，且其該當於依政令所定之基準者。以下同）為條件，進行與該商品之販賣或斡旋、或提供該同種類之勞務或提供該勞務之斡旋有關之交易（含交易條件之變更。以下稱「多層次傳銷交易」）者。

及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

第三章 連鎖販売取引

第十一条（定義）

この章並びに第二十条の二第一項及び第二十一条において「連鎖販売業」とは、物品（施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を含む。以下同じ。）の販売（そのあつせんを含む。）又は有償で行う役務の提供（そのあつせんを含む。）の事業であつて、販売の目的物たる物品（以下この章において「商品」という。）の再販売（販売の相手方が商品を買受けて販売することをいう。以下同じ。）、受託販売（販売の委託を受けて商品を販売することをいう。以下同じ。）若しくは販売のあつせんをする者又は同種役務の提供（その役務と同一の種類の役務の提供をすることをいう。以下同じ。）若しくはその役務の提供のあつせんをする者を特定利益（その商品の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあつせんをする他の者が提供する取引料その他の通商産業省令で定める要件に該当する利益の全部又は一部をいう。）を収受し得ることをもつて誘引し、その者と特定負担（その商品の購入若しくはその役務の対価の支払又は取引料の提供で政令で定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）をすることを条件とするその商品の販売若しくはそのあつせん又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあつせんに係る取引（その取引条件の変更を含む。以下「連鎖販売取引」という。）をするものをいう。

本章及第二十條之二第一項與第二十一條所稱之「統括者」，係指於與多層次傳銷業有關之商品上貼附自己之商標、或使他人就與多層次傳銷業有關之勞務的提供使用自己之商號或其他特定之標示、並以自己之名義進行與多層次傳銷業有關之廣告、制定有關多層次傳銷交易之約款、或繼續性地指導從事多層次傳銷業者之經營等，實質上統籌一連串多層次傳銷業之人。

本章所稱之「交易費」，無論其係以交易費、加盟費、保證金或其他名義稱之者，只要其係進行交易、或變更交易條件時所被提供之金錢者，皆屬之。

第十二條（禁止行為）

統括者或統括者就其所統括之與一連串多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷交易使其進行勸誘者（以下稱「勸誘者」），於非於店鋪或其他類似設備中（以下稱「店鋪等」）勸誘締結與多層次傳銷業有關之多層次傳銷交易的契約（契約之相對人以與多層次傳銷業有關之商品的販賣或其斡旋、或勞務之提供或其斡旋之個人為限。於本條中，以下同）時、或為妨害與該多層次傳銷業有關之多層次傳銷交易契約之解除，就下列事項，不得故意不告知事實、或故意為不實之告知。

- 一、關於商品（不含利用設施或接受勞務提供之權利）之種類及其性能或品質、或利用設施或接受勞務提供之權利

この章並びに第二十条の二第一項及び第二十一条において「統括者」とは、連鎖販売業に係る商品に自己の商標を付し、若しくは連鎖販売業に係る役務の提供について自己の商号その他特定の表示を使用させ、連鎖販売業に関する広告を自己の名において行い、連鎖販売取引に関する約款を定め、又は連鎖販売業を行う者の経営に関し継続的に指導を行う等一連の連鎖販売業を実質的に統括する者をいう。

この章において「取引料」とは、取引料、加盟料、保証金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、取引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し提供される金品をいう。

第十二条（禁止行為）

統括者又は統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」という。）は、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗その他これに類似する設備（以下「店舗等」という。）によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。）の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、次の事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

- 一、商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用

或勞務之種類及其內容等事項。

- 二、關於該多層次傳銷交易中被列為條件之特定負擔的事項。
- 三、關於該契約之解除的事項（含第十七條第一項至第三項規定之相關事項）。
- 四、關於與該多層次傳銷業有關之特定利益的事項。
- 五、以上各款所示者外，其他關於多層次傳銷業之事項中，足以影響多層次傳銷交易相對人之判斷的重要事項。

從事多層次傳銷業者（以統括者或勸誘者以外之人，其從事多層次傳銷業者為限。除第十四條及第十七條以外，以下同），於勸誘締結該統括者所統括之與一連串之多層次傳銷業有關之多層次傳銷交易之契約時，或為妨害與該多層次傳銷業有關之多層次傳銷交易之契約的解除時，關於前項各款之事項，不得為不實之告知。

統括者、勸誘者或從事多層次傳銷業者，不得以威迫及使人為難之行為，使相對人締結與該統括者所統括之一連串之多層次傳銷業有關之多層次傳銷交易的契約，或妨害與該多層次傳銷業有關之多層次傳銷交易之契約的解除。

第十三條（多層次傳銷交易之廣告）

統括者就其所統括之與一連串之多層次傳銷業有關之多層次傳銷交易為廣告時，應依通商產業省令所定，於該廣告中載明有關該多層次傳銷業之以下事項。

し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらに関する事項

- 二、当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項
- 三、当該契約の解除に関する事項（第十七条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）
- 四、その連鎖販売業に係る特定利益に関する事項
- 五、前各号に掲げるもののほか、その連鎖販売業に関する事項であつて、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

連鎖販売業を行う者（統括者又は勸誘者以外の者であつて、連鎖販売業を行う者に限る。第十四条及び第十七条を除き、以下同じ。）は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勸誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、前項各号の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

統括者、勸誘者又は連鎖販売業を行う者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

第十三条（連鎖販売取引についての広告）

統括者は、その統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に、その連鎖販売業に関する次

c

- 一、商品或勞務之種類。
- 二、關於該多層次傳銷交易中被列為條件之特定負擔事項。
- 三、除前二款所示者外，其他依通商產業省令所定之事項。

第十四條（多層次傳銷交易之文書の交付）

從事多層次傳銷業者（從事多層次傳銷業者以外之人，就與該多層次傳銷業有關之多層次傳銷交易，締結以特定負擔為條件之契約者，該人），與在多層次傳銷交易中將負擔特定條件者（以與該多層次傳銷業有關之商品の販賣或其斡旋、或勞務之提供或其斡旋，非於店鋪等所為之個人為限）締結與該特定負擔有關之契約時，於締結該契約前，應依通商產業省令所定，交付予該人載有該多層次傳銷業概要之書面。

從事多層次傳銷販賣業者，於締結與該多層次傳銷業有關之多層次傳銷交易之契約時，如該契約之相對人係非於店鋪等進行與多層次傳銷業有關之商品の販賣或其斡旋、或勞務之提供或其斡旋之個人者，應無遲延地依通商產業省令所定，將載明下列事項之契約內容の書面交付予該人。

の事項を表示しなければならない。

- 一、商品又は役務の種類
- 二、当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項
- 三、前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第十四条（連鎖販売取引における書面の交付）

連鎖販売業を行う者（連鎖販売業を行う者以外の者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引において条件とされる特定負担についての契約を締結する者であるときは、その者）は、連鎖販売取引において条件とされる特定負担をしようとする者（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人に限る。）とその特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、通商産業省令で定めるところにより、その連鎖販売業の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

連鎖販売業を行う者は、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結した場合において、その契約の相手方がその連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人であるときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。

- 一、關於商品（不含利用設施及接受勞務提供之權利）之種類及其性能或品質、或利用設施或接受勞務提供之權利或勞務之種類及其內容等事項。
- 二、關於商品之再販賣或受託販賣或販賣之斡旋、或同種類勞務之提供或勞務提供之斡旋的條件等事項。
- 三、關於該多層次傳銷交易，被列為條件之特定負擔事項。
- 四、關於該契約之解除的事項（含第十七條第一項至第三項規定之相關事項）。
- 五、除以上各款所示者外，其他依通商產業省令所定之事項。

第十五條（指示）

統括者有違反第十二條第一項或第三項、第十三條或前條之規定、或為下列所示行為之情形，或勸誘者有違反第十二條第一項或第三項之規定、或為下列所示第二款至第四款行為之情形，如認其有危害多層次傳銷交易之公平性及多層次傳銷交易相對人利益之虞者；勸誘者有違反第十二條第一項或第三項、或前條之規定、或為下列所示行為之情形，如認其有危害多層次傳銷交易之公平性及多層次傳銷交易相對人利益之虞者；從事多層次傳銷業者有違反第十二條第二項或第三項、或前條之規定、或為下列所示行為之情形，如認其有危害多層次傳銷交易之公平性及多層次傳銷交易相對人利益之虞者；主管機關得指示各該統括者、勸誘者及從事多層次傳銷業者採取必要之措施。

- 一、商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する事項
- 二、商品の再販売、受託販売若しくは販売のあつせん又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんについての条件に関する事項
- 三、当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項
- 四、当該契約の解除に関する事項（第十七条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）
- 五、前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第十五条（指示）

主務大臣は、統括者が第十二条第一項若しくは第三項、第十三条若しくは前条の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合若しくは勸誘者が第十二条第一項若しくは第三項の規定に違反し若しくは第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときはその統括者に対し、勸誘者が第十二条第一項若しくは第三項若しくは前条の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときはその勸誘者に対し、又は連鎖販売業を行う者が第十二条第二項若しくは第三項若しくは前条の規定に違反し若しく

- 一、拒絶或不當延遲履行基於與該多層次傳銷業有關之多層次傳銷交易契約所生之債務或因其解除所生之債務之全部或一部者。
- 二、就統括者所統括之與一連串之多層次傳銷業有關之多層次傳銷交易，提供使人誤解其必產生利益之斷定性的判斷，並以其勸誘締結與該多層次傳銷業有關之多層次傳銷交易之契約（限於與非於店鋪等進行與該多層次傳銷業有關之商品的販賣或其斡旋、或勞務之提供或其斡旋之個人所為之契約）者。
- 三、對已表明不欲締結統括者所統括之與一連串之多層次傳銷業有關之多層次傳銷交易之契約（限於與非於店鋪等進行與該多層次傳銷業有關之商品的販賣或其斡旋、或勞務之提供或其斡旋之個人所為之契約）的意思者，以其為難之方法勸誘締結該契約者。
- 四、除前三款所示者外，其他關於該統括者所統括之與一連串之多層次傳銷業有關之多層次傳銷交易之契約的行為，其係經通商産業省令定為有危害多層次傳銷交易之公平性及多層次傳銷交易相對人利益之虞者。

は次に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときはその連鎖販売業を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 一、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約に基づく債務又はその解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 二、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。）の締結について勧誘をすること。
- 三、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。）を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方勧誘をすること。
- 四、前三号に掲げるもののほか、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約に関する行為であつて、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして通商産業省令で定めるもの。

第十六條（多層次傳銷交易之停止等）

統括者有違反第十二條第一項或第三項、第十三條或第十四條之規定、或為前條各款所定行為之情形，或勸誘者有違反第十二條第一項或第三項之規定、或為前條第二款至第四款所定行為之情形，如認其有危害多層次傳銷交易之公平性及多層次傳銷交易相對人利益之虞，或統括者不遵從依前條規定之指示者；勸誘者有違反第十二條第一項或第三項或第十四條之規定、或為前條各款所定行為之情形，如認其有危害多層次傳銷交易之公平性及多層次傳銷交易相對人利益之虞，或勸誘者不遵從依前條規定之指示者；或從事多層次傳銷業者有違反第十二條第二項或第三項或第十四條之規定、或為前條各款所定行為之情形，如認其有危害多層次傳銷交易之公平性及多層次傳銷交易相對人利益之虞，或從事多層次傳銷業者不遵從依前條規定之指示者；主管機關得以一年以內之期間為限，命各該統括者、勸誘者及從事多層次傳銷業者停止進行勸誘或使勸誘者進行勸誘與該多層次傳銷業有關之多層次傳銷交易、或停止進行該多層次傳銷交易之全部或一部。

主管機關依前項規定為命令時，須公布其意旨。

第十六條（連鎖販売取引の停止等）

主務大臣は、統括者が第十二条第一項若しくは第三項、第十三条若しくは第十四条の規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合若しくは勸誘者が第十二条第一項若しくは第三項の規定に違反し若しくは前条第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき若しくは統括者が同条の規定による指示に従わないときはその統括者に対し、勸誘者が第十二条第一項若しくは第三項若しくは第十四条の規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき若しくは勸誘者が同条の規定による指示に従わないときはその勸誘者に対し、又は連鎖販売業を行う者が第十二条第二項若しくは第三項若しくは第十四条の規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき若しくは連鎖販売業を行う者が同条の規定による指示に従わないときはその連鎖販売業を行う者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勸誘を行い若しくは勸誘者に行わせることを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第十七條（多層次傳銷交易之契約的解除）

與從事多層次傳銷業者締結與該多層次傳銷業有關之多層次傳銷交易之契約的相對人（限於非於店鋪等進行與該多層次傳銷業有關之商品的販賣或斡旋、或勞務之提供或斡旋的個人），除由受領第十四條第二項之文書之日（如與該契約有關之特定負擔係購入再販賣商品（不含利用設施及接受勞務提供之權利。於本項中，以下同）者，就依該契約所購入之商品，其交付日係該當於依第十一條第一項之政令所定基準之最初受領日，其後於受領該文書之日者，以受領交付日為準）起算已經二十日者外，得以書面解除該契約。於此情形，從事多層次傳銷業者不得請求支付因契約之解除所生之損害賠償或違約金。

前項契約之解除，於發出解除該契約意旨之文書時，生其效力。

依第一項解除契約者，如與該契約有關之商品已被交付時，取回該商品所需之費用，由從事該多層次傳銷業者負擔。

違反前三項規定之不利於契約相對人之特約，無效。

第三章之二 特定之繼續性勞務提供

第十七條（連鎖販売取引における契約の解除）

連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結した場合におけるその契約の相手方（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人に限る。）は、第十四条第二項の書面を受領した日（その契約に係る特定負担が再販売をする商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。）の購入についてのものである場合において、その契約に基づき購入したその商品につき第十一条第一項の政令で定める基準に該当することとなる最初の引渡しを受けた日）がその受領した日後であるときは、その引渡しを受けた日）から起算して二十日を経過したときを除き、書面によりその契約の解除を行うことができる。この場合において、その連鎖販売業を行う者は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

前項の契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

第一項の契約の解除があつた場合において、その契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、その連鎖販売業を行う者の負担とする。

前三項の規定に反する特約でその契約の相手方に不利なものは、無効とする。

第三章の二 特定継続的役務提供

（平一法三四・追加）

第十七條之二（定義）

本章及第十八條之二、第十八條之三與第二十一條所稱之「特定之繼續性勞務提供」，係指以下情形。

- 一、勞務提供事業者約定逾越依政令，就各單一特定之繼續性勞務所定期間，於一定期間內提供特定之繼續性勞務，相對人亦約定支付逾越依政令所定金額之金錢，並基於雙方締結之契約（以下於本章中稱「特定之繼續性勞務提供契約」）而提供特定之繼續性勞務者。
- 二、販賣業者受領逾越依前款之政令所定金額之金錢，販賣接受特定之繼續性勞務提供（限於逾越依前款之政令所定期間於一定期間之提供）之權利，基於締結之契約（以下於本章中稱「特定之權利販賣契約」）而販賣接受特定之繼續性勞務之提供的權利者。

本章及第二十一條所稱之「特定之繼續性勞務」，係指與國民之日常生活有關之交易中，以有償方式持續提供之勞務，且其該當於以下各款依政令所定之情形者。

- 一、以實現接受勞務提供者之身體的美化或知識技能的提升及其他有關心身或身體之目的，進行誘引者。
- 二、依勞務之性質，前款所定之目的是否得以實現並不確定者。

第十七條之三（特定之繼續性勞務提供之文書的交付）

第十七条の二（定義）

この章並びに第十八条の二、第十八条の三及び第二十一条において「特定継続的役務提供」とは、次に掲げるものをいう。

- 一、役務提供事業者が、特定継続的役務をそれぞれの特定継続的役務ごとに政令で定める期間を超える期間にわたり提供することを約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額を超える金額を支払うことを約する契約（以下この章において「特定継続的役務提供契約」という。）を締結して行う特定継続的役務の提供
- 二、販売業者が、特定継続的役務の提供（前号の政令で定める期間を超える期間にわたり提供するものに限る。）を受ける権利を前号の政令で定める金額を超える金額を受け取つて販売する契約（以下この章において「特定権利販売契約」という。）を締結して行う特定継続的役務の提供を受ける権利の販売

この章及び第二十一条において「特定継続的役務」とは、国民の日常生活に係る取引において有償で継続的に提供される役務であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。

- 一、役務の提供を受ける者の身体的美化又は知識若しくは技能の向上その他のその者の心身又は身上に関する目的を実現させることをもつて誘引が行われるもの
- 二、役務の性質上、前号に規定する目的が実現するかどうかが確実でないもの

第十七条の三（特定継続的役務提供における書面の交付）

勞務提供事業者或販賣業者，與接受特定之繼續性勞務之提供者或購入接受特定之繼續性勞務之提供的權利者，締結特定之繼續性勞務提供契約或特定之權利販賣契約（以下於本章中稱「特定之繼續性勞務提供等契約」）時，於締結該特定之繼續性勞務提供等契約前，應依通商產業省令所定，交付予該人記載該特定之繼續性勞務提供等契約之概要的文書。

勞務提供事業者已締結特定之繼續性勞務提供契約者，應無遲延地依通商產業省令所定，就以下事項，將明載該特定之繼續性勞務提供契約之內容的文書，交付予接受該特定之繼續性勞務之提供者。

- 一、依通商產業省令所定之勞務內容的事項。提供該勞務時，如接受該勞務之提供者需購入必要之商品者，該商品名。
- 二、勞務之對價及其他接受勞務之提供者應支付之金錢的額度。
- 三、前款所定之金錢的支付時期與方法。
- 四、勞務之提供期間。
- 五、依第十七條之九第一項所定關於特定之繼續性勞務提供契約之解除的事項（含同條第二項至第七項所定之相關事項）。
- 六、依第十七條之十第一項所定關於特定之繼續性勞務提供契約之解除的事項（含同條第二項、第五項及第六項所定之相關事項）。

役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務の提供を受けようとする者又は特定継続的役務の提供を受ける権利を購入しようとする者と特定継続的役務提供契約又は特定権利販売契約（以下この章において「特定継続的役務提供等契約」という。）を締結しようとするときは、当該特定継続的役務提供等契約を締結するまでに、通商産業省令で定めるところにより、当該特定継続的役務提供等契約の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

役務提供事業者は、特定継続的役務提供契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について当該特定継続的役務提供契約の内容を明らかにする書面を当該特定継続的役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

- 一、役務の内容であつて通商産業省令で定める事項及び当該役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者が購入する必要のある商品がある場合にはその商品名
- 二、役務の対価その他の役務の提供を受ける者が支払わなければならない金銭の額
- 三、前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法
- 四、役務の提供期間
- 五、第十七条の九第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。）
- 六、第十七条の十第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項、第五項及び第六項の規定に関する事項を含む。）

七、除以上各款所定者外，其他依通商產業省令所定之事項。

販賣業者已締結特定之權利販賣契約者，應無遲延地依通商產業省令所定，就以下事項，將明載該特定之權利販賣契約之內容的文書，交付予接受該特定之繼續性勞務提供之權利的購買者。

- 一、依通商產業省令所定之權利之內容的事項。基於該權利之行使而提供勞務時，如接受該特定之繼續性勞務提供之權利的購買者需購入必要之商品者，該商品名。
- 二、權利之販賣價格及其他接受該特定之繼續性勞務提供之權利的購買者應支付之金錢的額度。
- 三、前款所定之金錢的支付時期與方法。
- 四、基於權利之行使得接受勞務提供之期間。
- 五、依第十七條之九第一項所定關於特定之權利販賣契約之解除的事項（含同條第二項至第七項所定之相關事項）。
- 六、依第十七條之十第三項所定關於特定之權利販賣契約之解除的事項（含同條第四項至第六項所定之相關事項）。
- 七、除以上各款所定者外，其他依通商產業省令所定之事項。

第十七條之四（誇大廣告之禁止）

勞務提供事業者或販賣業者，就特定之繼續性勞務提供

七、前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

販売業者は、特定権利販売契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について当該特定権利販売契約の内容を明らかにする書面を当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に交付しなければならない。

- 一、権利の内容であつて通商産業省令で定める事項及び当該権利の行使による役務の提供に際し当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合にはその商品名
- 二、権利の販売価格その他の当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が支払わなければならない金額
- 三、前号に掲げる金額の支払の時期及び方法
- 四、権利の行使により受けることができる役務の提供期間
- 五、第十七条の九第一項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。）
- 六、第十七条の十第三項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項（同条第四項から第六項までの規定に関する事項を含む。）
- 七、前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第十七条の四（誇大広告の禁止）

役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供

之特定之繼續性勞務的提供條件或接受特定之繼續性勞務提供之權利的販賣條件進行廣告者，關於該特定之繼續性勞務之內容或效果及其他依通商產業省令所定事項，不得為顯不符事實之表示或顯優於實際情形或使人誤認為有利之表示。

第十七條之五（禁止行為）

勞務提供事業者或販賣業者於勸誘締結特定之繼續性勞務提供等契約時，或為妨害特定之繼續性勞務提供等契約之解除，就屬於該特定之繼續性勞務提供等契約之事項中，具有足以影響顧客或接受特定之繼續性勞務提供之人或接受特定之繼續性勞務提供之權利的購買人之判斷的重要事項，不得為不實之告知行為。

勞務提供事業者或販賣業者，不得以威迫及使人為難之行為，使締結特定之繼續性勞務提供等契約，或妨害特定之繼續性勞務提供等契約之解除。

第十七條之六（文件之備置與閱覽等）

勞務提供事業者或販賣業者進行與特定之繼續性勞務提供有關之預先付款交易（係指先於特定之繼續性勞務之提供，受領相對人支付之逾越依政令所定金額之金錢，並與特定之繼續性勞務提供有關之交易。次項亦同）時，應依通商產業省令所定，於執行關於特定之繼續性勞務提供等契約之事務所內，備置載有其業務及財產狀況之文件。

をする場合の特定継続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売条件について広告をするときは、当該特定継続的役務の内容又は効果その他の通商産業省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のもものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

第十七条の五（禁止行為）

役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、顧客又は特定継続的役務の提供を受ける者若しくは特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

第十七条の六（書類の備付け及び閱覽等）

役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供に係る前払取引（特定継続的役務提供に先立つてその相手方から政令で定める金額を超える金額を受領する特定継続的役務提供に係る取引をいう。次項において同じ。）を行うときは、通商産業省令で定めるところにより、その業務及び財産の状況を記載した書類を、特定継続的役務提供等契約に関する業務を行う事務所に備え置かなければならな

與特定之繼續性勞務提供有關之預先付款交易之相對人，得請求閱覽依前項所定之文件，或支付前項之勞務提供事業者或販賣業者所定費用後，請求交付其謄本或抄本。

第十七條之七（指示）

主管機關對勞務提供事業者或販賣業者違反第十七條之三至前條之規定、或有下列所示行為者，如認其有危害與特定之繼續性勞務提供有關之交易的公平性及締結特定之繼續性勞務提供契約且接受特定之繼續性勞務之提供者或締結特定之權利販賣契約且購入接受特定之繼續性勞務提供之權利者（以下於本章中稱「特定之繼續性勞務提供受領人等」）利益之虞時，得指示該勞務提供事業者或販賣業者採取必要的措施。

- 一、拒絕履行或不當遲延基於特定之繼續性勞務提供等契約所生債務，或基於特定之繼續性勞務提供等契約之解除所生債務之全部或一部者。
- 二、於勸誘締結特定之繼續性勞務提供等契約時，或為妨害特定之繼續性勞務提供等契約之解除，或就屬於該特定之繼續性勞務提供等契約之事項中，具有足以影響顧客或特定之繼續性勞務提供受領人等之判斷的重要事項，故意不告知事實者。
- 三、除前二款所示者外，其他依通商産業省令所定，屬於有

い。

特定継続的役務提供に係る前払取引の相手方は、前項に規定する書類の閲覧を求め、又は前項の役務提供事業者若しくは販売業者の定める費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

第十七条の七（指示）

主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第十七条の三から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける者又は特定権利販売契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者（以下この章において「特定継続的役務提供受領者等」という。）の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 一、特定継続的役務提供等契約に基づく債務又は特定継続的役務提供等契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 二、特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、顧客又は特定継続的役務提供受領者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。
- 三、前二号に掲げるもののほか、特定継続的役務提供に関

關特定之繼續性勞務提供之行為，且有危害與特定之繼續性勞務提供有關之交易的公平性及特定之繼續性勞務提供受領人等利益之虞者。

第十七條之八（業務之停止等）

主管機關認勞務提供事業者或販賣業者違反第十七條之三至第十七條之六之規定者、或進行前條各款所定行為時，如認其明顯地有危害與特定之繼續性勞務提供有關之交易的公平性及特定之繼續性勞務提供受領人等利益之虞、或勞務提供事業者或販賣業者不遵從依前條規定之指示者，得以一年以內之期間為限，命勞務提供事業者或販賣業者停止有關特定之繼續性勞務提供業務之全部或一部。

主管機關依前項規定為命令時，應公布其意旨。

第十七條之九（特定之繼續性勞務提供等契約之解除等）

與勞務提供事業者或販賣業者締結特定之繼續性勞務提供等契約之特定之繼續性勞務提供受領人等，除由受領第十七條之三第二項或第三項之文書之日起算已逾八日者外，得以書面解除特定之繼續性勞務提供等契約。

依前項規定解除特定之繼續性勞務提供等契約者，如勞務提供事業者或販賣業者於提供特定之繼續性勞務時，對特定之繼續性勞務提供受領人等購入之必要商品，進行販賣或代理或仲介依政令所定之商品（以下於本章中稱「關連商品」），就與該商品之販賣有關之契約（以下於本條及次條中

する行為であつて、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益を害するおそれがあるものとして通商産業省令で定めるもの

第十七条の八（業務の停止等）

主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第十七条の三から第十七条の六までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は役務提供事業者若しくは販売業者が同条の規定による指示に従わないときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、一年以内の期間を限り、特定継続的役務提供に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第十七条の九（特定継続的役務提供等契約の解除等）

役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供等契約を締結した場合におけるその特定継続的役務提供受領者等は、第十七条の三第二項又は第三項の書面を受領した日から起算して八日を経過したときを除き、書面によりその特定継続的役務提供等契約の解除を行うことができる。

前項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除があつた場合において、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務の提供に際し特定継続的役務提供受領者等が購入する必要のある商品として政令で定める商品（以下この章において「関連商品」という。）の販売又はその代理若し

稱「關連商品販賣契約」），與前項同。但特定之繼續性勞務提供受領人等受領第十七條之三第二項或第三項之文書時，如關連商品因其使用或一部消費將顯有減少價格之虞，且為依政令所定之商品者，如其已被使用或已被消費其全部或一部者，不在此限。

依前二項之規定解除特定之繼續性勞務提供等契約與關連商品販賣契約者，於發出解除各該契約意旨之書面時，生其效力。

依第一項規定解除特定之繼續性勞務提供等契約，或依第二項規定解除關連商品販賣契約者，勞務提供事業者或販賣業者或販賣關連商品者，不得請求支付因該解除而生之損害賠償或違約金。

依第一項規定解除特定之權利販賣契約，或依第二項規定解除關連商品販賣契約者，如與該特定之權利販賣契約或關連商品販賣契約有關之權利已移轉或關連商品已交付時，其返還或取回所需之費用，由販賣業者或販賣關連商品者負擔。

勞務提供事業者或販賣業者於發生依第一項規定解除特定之繼續性勞務提供等契約時，即已基於該特定之繼續性勞務提供等契約提供特定之繼續性勞務，仍不得對特定之繼續性勞務提供受領人等，請求支付與該特定之繼續性勞務提供等契約有關之特定之繼續性勞務的對價及其他金錢。

くは媒介を行つている場合には、当該商品の販売に係る契約（以下この条及び次条において「關連商品販売契約」という。）についても、前項と同様とする。ただし、特定継続的役務提供受領者等が第十七条の三第二項又は第三項の書面を受領した場合において、關連商品であつてその使用若しくは一部の消費により価格が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したときは、この限りでない。

前二項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除及び關連商品販売契約の解除は、それぞれ当該解除を行う旨の書面を發した時に、その効力を生ずる。

第一項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除又は第二項の規定による關連商品販売契約の解除があつた場合においては、役務提供事業者若しくは販売業者又は關連商品の販売を行つた者は、当該解除に伴う損害賠償若しくは違約金の支払を請求することができない。

第一項の規定による特定權利販売契約の解除又は第二項の規定による關連商品販売契約の解除があつた場合において、その特定權利販売契約又は關連商品販売契約に係る權利の移轉又は關連商品の引渡しが既にされているときは、その返還又は引取りに要する費用は、販売業者又は關連商品の販売を行つた者の負担とする。

役務提供事業者又は販売業者は、第一項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除があつた場合には、既に当該特定継続的役務提供等契約に基づき特定継続的役務提供が行われたときにおいても、特定継続的役務提供受領者等に対し、当該特定継続的役務提供等契約に係る特定継続

勞務提供事業者於發生依第一項規定解除特定之繼續性勞務提供契約時，如已受領與該特定之繼續性勞務提供契約有關之金錢者，應迅速地將其返還予接受特定之繼續性勞務提供之人。

違反以上各項規定之特約，且不利於特定之繼續性勞務提供受領人等者，無效。

第十七條之十

與勞務提供事業者締結特定之繼續性勞務提供契約，並接受特定之繼續性勞務之提供者，由受領第十七條之三第二項之文書之日起算已逾八日者，得解除將來之特定之繼續性勞務提供契約。

特定之繼續性勞務提供契約依前項規定被解除時，即有預定損害賠償額或訂有違約金者，勞務提供事業者仍應依下列各款規定，不得向接受特定之繼續性勞務之提供者請求支付超過各款所定金額與依法定利率計算之遲延損害金金額之總額的金錢。

一、該特定之繼續性勞務提供契約之解除後於特定之繼續性勞務之提供者：以下金額之總額。

- （一）相當於被提供之特定之繼續性勞務對價之金額。
- （二）依解除該特定之繼續性勞務提供契約所生之通常

的役務の対価その他の金銭の支払を請求することができない。

役務提供事業者は、第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除があつた場合において、当該特定継続的役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。

第十七条の十

役務提供事業者が特定継続的役務提供契約を締結した場合におけるその特定継続的役務の提供を受ける者は、第十七条の三第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過した後においては、将来に向かつてその特定継続的役務提供契約の解除を行うことができる。

役務提供事業者は、前項の規定により特定継続的役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

- 一、当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始後である場合 次の額を合算した額
 - イ、提供された特定継続的役務の対価に相当する額
 - ロ、当該特定継続的役務提供契約の解除によつて通常

損害額，且其為依第十七條之二第二項政令所定就依政令所定各該勞務之金額。

二、該特定之繼續性勞務提供契約之解除先於特定之繼續性勞務之提供者：締結與履行契約所需通常必要費用之金額，且其為依第十七條之二第二項政令所定就依政令所定各該勞務之金額。

與販賣業者締結特定之權利販賣契約，並接受特定之繼續性勞務提供之權利購入者，由受領第十七條之三第三項之文書之日起算已逾八日者，仍得解除該特定之權利販賣契約。

特定權利販賣契約依前項規定被解除時，即有預定損害賠償額或訂有違約金者，販賣業者仍應依下列各款規定，不得向接受特定之繼續性勞務提供之權利的購入者，請求支付超過各款所定金額與依法定利率計算之遲延損害金金額之總額的金錢。

- 一、該權利被返還者：相當於因行使該權利可得之通常利益的金額（由相當於該權利之販賣價格扣除該權利被返還時之價額，其額度超過因行使該權利可得之通常利益之金額者，該金額）。
- 二、該權利未被返還者：相當於該權利之販賣價格的金額。
- 三、移轉該權利前該契約被解除者：為締結及履行契約所需之通常必要費用之金額。

生ずる損害の額として第十七条の二第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額

二、当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として第十七条の二第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額

販売業者が特定権利販売契約を締結した場合におけるその特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者は、第十七条の三第三項の書面を受領した日から起算して八日を経過した後においては、その特定権利販売契約の解除を行うことができる。

販売業者は、前項の規定により特定権利販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に対して請求することができない。

- 一、当該権利が返還された場合 当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の販売価格に相当する額から当該権利の返還されたときにおける価格を控除した額が当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
- 二、当該権利が返還されない場合 当該権利の販売価格に相当する額
- 三、当該契約の解除が当該権利の移転前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

依第一項或第三項規定特定之繼續性勞務提供等契約被解除時，如勞務提供事業者或販賣業者對特定之繼續性勞務提供受領者等，販賣或代理或仲介關連商品者，特定之繼續性勞務提供受領者等得解除該關連商品販賣契約。

關連商品販賣契約依前項規定被解除時，即有預定損害賠償額或訂有違約金者，販賣關連商品者仍應依下列各款規定，不得向特定之繼續性勞務提供受領者等，請求支付超過各款所定金額與依法定利率計算之遲延損害金金額之總額的金錢。

- 一、該關連商品被返還者：相當於該關連商品之通常使用費用之金額（由相當於該關連商品之販賣價格扣除該關連商品被返還時之價額，其額度超過相當於通常使用費用之金額者，該金額）。
- 二、該關連商品未被返還者：相當於該關連商品之販賣價格的金額。
- 三、交付該關連商品前該契約被解除者：為締結及履行契約所需之通常必要費用之金額。

違反以上各項規定之特約，且不利於特定之繼續性勞務提供受領者等，無效。

第十七條之十一（適用之除外）

第一項又は第三項の規定により特定継続的役務提供等契約が解除された場合であつて、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供受領者等に対し、関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行つている場合には、特定継続的役務提供受領者等は当該関連商品販売契約の解除を行うことができる。

関連商品の販売を行つた者は、前項の規定により関連商品販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務提供受領者等に対して請求することができない。

- 一、当該関連商品が返還された場合 当該関連商品の通常の使用料に相当する額（当該関連商品の販売価格に相当する額から当該関連商品の返還されたときにおける価格を控除した額が通常の使用料に相当する額を超えるときは、その額）
- 二、当該関連商品が返還されない場合 当該関連商品の販売価格に相当する額
- 三、当該契約の解除が当該関連商品の引渡し前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。（平一法三四・追加）

第十七条の十一（適用除外）

本章之規定對以下之特定之繼續性勞務提供，無其適用。

- 一、特定之繼續性勞務提供受領者等係為營業或以營業之目的而締結特定之繼續性勞務提供等契約，並提供相關之特定之繼續性勞務。
- 二、對在本國以外之人提供特定之繼續性勞務。
- 三、中央或地方公共團體所提供之特定之繼續性勞務。
- 四、以下之團體對其直接或間接的成員所提供之特定之繼續性勞務（包含該團體得使成員以外之人利用其事業或設施者，其對該等利用者所提供之特定之繼續性勞務）。

（一）依特別法設立之公會及其聯合會與總會。

（二）國家公務員法第一百零八條之二或地方公務員法第五十二條之團體。

（三）工會。

- 五、事業者對其員工所提供之特定之繼續性勞務。

第十七條十第二項、第四項及第六項之規定，對以分期付款買賣提供或販賣特定之繼續性勞務或関連商品者，無其適用。

第四章 其他

第十八條（非基於買賣契約而被送交之商品）

販賣業者對接受買賣契約之要約的要約人及締結買賣契約之購買人（於本項中，以下稱「要約人等」）以外之人，為買賣契約之要約，且送交與該要約有關之商品；或對要約人等就與該買賣契約有關之商品以外之商品為買賣契約的要

この章の規定は、次の特定継続的役務提供については、適用しない。

- 一、特定継続的役務提供等契約で、特定継続的役務提供受領者等が営業のために又は営業として締結するものに係る特定継続的役務提供
- 二、本邦外に在る者に対する特定継続的役務提供
- 三、国又は地方公共団体が行う特定継続的役務提供
- 四、次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う特定継続的役務提供（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う特定継続的役務提供を含む。）
 - イ、特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会
 - ロ、国家公務員法第百八条の二又は地方公務員法第五十二条の団体
 - ハ、労働組合
- 五、事業者がその従業者に対して行う特定継続的役務提供

第十七条の十第二項、第四項及び第六項の規定は、特定継続的役務又は関連商品を割賦販売等により提供又は販売するものについては、適用しない。

第四章 雜則

第十八条（売買契約に基づかないで送付された商品）

販売業者は、売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者及び売買契約を締結した場合におけるその購入者（以下この項において「申込者等」という。）以外の者に対して売買契約の申込みをし、かつ、その申込み

約，且送交與該要約有關之商品者，至由送交該商品之日起算經十四日之日（如為接受商品之送交者對販賣業者請求取回該商品之情形，該日後於由請求之日起算經七日者，為經過該七日之日）止，如接受該商品之送交者未對該要約為承諾，且販賣業者未取回該商品時，不得請求返還該送交之商品。

關於為接受該商品之送交者之利益而為商行為上之買賣契約的要約者，前項規定無其適用。

第十八條之二（向主管機關之申訴）

任何人認與訪問販賣、通信販賣或電話勸誘販賣有關之交易、或與多層次傳銷交易或特定之繼續性勞務提供有關之交易的公平性及購買人之利益有受損之虞時，得向主管機關提出申訴，並請求採取適當之措施。

主管機關接獲依前項規定所提出之申訴後，應為必要之調查，如認該申訴之內容屬實者，即應採取基於本法之措施或其他適當之措施。

第十八條之三（指定法人）

に係る商品を送付した場合又は申込者等に対してその売買契約に係る商品以外の商品につき売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合において、その商品の送付があつた日から起算して十四日を経過する日（その日が、その商品の送付を受けた者が販売業者に対してその商品の引取りの請求をした場合におけるその請求の日から起算して七日を経過する日後であるときは、その七日を経過する日）までに、その商品の送付を受けた者がその申込みにつき承諾をせず、かつ、販売業者がその商品の引取りをしないときは、その送付した商品の返還を請求することができない。

前項の規定は、その商品の送付を受けた者のために商行為となる売買契約の申込みについては、適用しない。（昭六三法四三・一部改正）

第十八条の二（主務大臣に対する申出）

何人も、訪問販売、通信販売若しくは電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引又は特定継続的役務提供に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

第十八条の三（指定法人）

主管機關依主管機關令之規定，對為民法第三十四條規定之法人者，如認其為得公平確實執行次項所定之業務（以下於本條及第二十條之二中稱「訪問販賣交易等適正化業務」）者，得依其申請，指定其為執行訪問販賣交易等適正化業務之人（以下稱「指定法人」）。

指定法人執行以下之業務。

- 一、對欲依前條第一項規定向主管機關申訴之人，進行指導或建議。
- 二、接受主管機關之要求，調查與前條第二項之申訴有關之事實關係。
- 三、收集並提供關於與訪問販賣、通信販賣及電話勸誘販賣有關之交易、與多層次傳銷交易及特定之繼續性勞務提供有關之交易（以下於本條中稱「訪問販賣交易等」）的資訊與資料。
- 四、培養擔任與涉及訪問販賣交易等之申訴處理或諮詢有關之業務之人。

第十八條之四（改善命令）

主管機關認指定法人就前條第二項規定之業務的營運有改善之必要者，得令該指定法人採取必要之改善措施。

第十八條之五（指定之取消）

指定法人違反依前條規定之命令者，主管機關得撤銷其

主務大臣は、主務省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定による法人であつて、次項に規定する業務（以下この条及び第二十条の二において「訪問販売取引等適正化業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、訪問販売取引等適正化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。

指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一、前条第一項の規定による主務大臣に対する申出をしようとする者に対し指導又は助言を行うこと。
- 二、主務大臣から求められた場合において、前条第二項の申出に係る事実関係につき調査を行うこと。
- 三、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引並びに特定継続的役務提供に係る取引（以下この条において「訪問販売取引等」という。）に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四、訪問販売取引等に関する苦情処理若しくは相談に係る業務を担当する者を養成すること。

第十八条の四（改善命令）

主務大臣は、指定法人の前条第二項に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。（平一法三四・追加）

第十八条の五（指定の取消し）

主務大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反

指定。

第十九條（向消費經濟審議會之諮詢）

主管機關就第二條第四項、第六條第一項（不含第三款）、第九條之十二第一項（不含第三款）、第十條第二項第二款或第三項第二款、第十七條之二第一項第一款（限於與期間有關者）或第二項、第十七條之九第二項之政令，為制定或修改或廢止之提案時，應向消費經濟審議會諮詢。

通商產業省就第二條第一項第二款或第三項、第六條第一項第三款、第九條之十二第一項第三款、第十條第三項第一款、第十一條第一項、第十七條之二第一項第一款（限於與金額有關者）、第十七條之十第二項第一款（二）或第二款之政令，為制定或修改或廢止之提案時，應向消費經濟審議會諮詢。

第二十條（施行措施）

依本法制定或修改或廢止命令時，得於該命令中，就隨其制定或修改或廢止，判斷於合理之必要範圍內，制定所須之施行措施（含關於罰則之施行措施）。

第二十條之二（報告及查核）

主管機關為施行本法時認有必要者，得依政令所定，要求販賣業者、勞務提供事業者、統括者、勸誘者或從事多層次傳銷業者提出報告，或由其職員進入販賣業者、勞務提供

したときは、その指定を取り消すことができる。（平一一法三四・追加）

第十九条（消費經濟審議會への諮問）

主務大臣は、第二条第四項、第六条第一項（第三号を除く。）、第九条の十二第一項（第三号を除く。）、第十条第二項第二号若しくは第三項第二号、第十七条の二第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項又は第十七条の九第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費經濟審議會に諮問しなければならない。

通商産業大臣は、第二条第一項第二号若しくは第三項、第六条第一項第三号、第九条の十二第一項第三号、第十条第三項第一号、第十一条第一項、第十七条の二第一項第一号（金額に係るものに限る。）又は第十七条の十第二項第一号若しくは第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費經濟審議會に諮問しなければならない。

第二十条（経過措置）

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第二十条の二（報告及び立入検査）

主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者、勸誘者若しくは連鎖販売業を行う者に

事業者、統括者、勧誘者或從事多層次傳銷業者之店鋪及其他事業所，檢查帳簿、文件及其他物件。

主管機關為確保訪問販賣交易等適正化業務之妥善營運，得於必要限度內，要求指定法人就訪問販賣交易等適正化業務或資產狀況提出必要之報告，或由其職員進入指定法人之事務所，檢查販賣交易等適正化業務之狀況、帳簿、文件及其他物件。

依前二項規定進行查核之職員，應攜帶身份證明書，並提示予關係人。

依第一項或第二項規定之查核權限，不得解釋為係為搜查犯罪而被認許之權限。

第二十一條（主管機關）

本法之主管機關如下。

- 一、關於與指定商品有關之販賣業者之事項，及關於與商品有關之一連串的多層次傳銷業之統括者、勧誘者與從事多層次傳銷業者之事項，其主管機關為通商産業省及主管該商品之流通的機關。
- 二、關於與指定權利有關之販賣業者之事項，及關於與利用設施或接受勞務提供之權利有關之一連串的多層次傳銷業之統括者、勧誘者與從事多層次傳銷業者之事項，及關於與接受特定之繼續性勞務提供之權利有關之販賣業者之事項，其主管機關為通商産業省及主管從事與該權利有關之設施或勞務提供之事業的機關。

対し報告をさせ、又はその職員に、販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者若しくは連鎖販売業を行う者の店鋪その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

主務大臣は、訪問販売取引等適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、訪問販売取引等適正化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、訪問販売取引等適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十一條（主務大臣等）

この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一、指定商品に係る販売業者に関する事項並びに商品に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び連鎖販売業を行う者に関する事項については、通商産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣
- 二、指定権利に係る販売業者に関する事項、施設を利用し又は役務の提供を受ける権利に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び連鎖販売業を行う者に関する事項並びに特定継続的役務の提供を受ける権利に係る販売業者に関する事項については、通商産業大臣及び当該権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所管す

- 三、關於與指定勞務有關之勞務提供事業者之事項，及關於與勞務有關之一連串之多層次傳銷業之統括者、勸誘者與從事多層次傳銷業者之事項，及關於與特定之繼續性勞務有關之勞務提供事業者之事項，其主管機關為通商產業省及主管從事該勞務提供事業之機關。
- 四、關於指定法人之事項，其主管機關為通商產業省、主管指定商品之流通的機關、主管從事與該權利有關之設施或勞務提供之事業的機關、主管從事指定勞務提供事業之機關及主管從事特定之繼續性勞務提供事業之機關。
- 五、關於依第十九條第一項之規定向消費經濟審議會進行諮詢之事項，其主管機關為，通商產業省、主管該商品之流通的機關、主管從事與該權利有關之設施或勞務之提供事業的機關、或主管從事該勞務提供事業之機關。
- 本法中之主管機關之命令，應依前項第四款所定主管機關之主官發佈。

第二十一條之二（都道府縣處理之事務）

屬本法規定之主管機關權限之事務的一部份，得依政令所定，由都道府縣之知事行使之。

第二十一條之三（權限之委任）

依本法規定屬主管機關權限之事項，得依政令所定，委由地方分部或分局之主管行使之。

る大臣

- 三、指定役務に係る役務提供事業者に関する事項、役務に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び連鎖販売業を行う者に関する事項並びに特定継続的役務に係る役務提供事業者に関する事項については、通商産業大臣及び当該役務の提供を行う事業を所管する大臣
- 四、指定法人に関する事項については、通商産業大臣並びに指定商品の流通を所掌する大臣、指定権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所管する大臣、指定役務の提供を行う事業を所管する大臣及び特定継続的役務の提供を行う事業を所管する大臣
- 五、第十九条第一項の規定による消費経済審議会への諮問に関する事項については、通商産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣
- この法律における主務省令は、前項第四号に定める主務大臣の発する命令とする。

第二十一条の二（都道府県が処理する事務）

この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第二十一条の三（権限の委任）

この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせること

第五章 罰則

第二十二條 該當於下列各款之一者，處二年以下有期徒刑或三百萬日圓以下之罰金，或併科之。

- 一、違反第五條之二、第九條之九、第十二條或第十七條之五之規定者。
- 二、違反依第五條之四第一項、第九條之三第一項、第九條之十一第一項、第十六條第一項或第十七條之八第一項規定所為之命令者。

第二十二條之二 違反第十四條之規定，未交付文書、或交付未記載同條所規定事項之文書或含虛偽記載之文書者，處六個月以下有期徒刑或一百萬日圓以下之罰金，或併科之。

第二十三條 該當於下列各款之一者，處一百萬日圓以下之罰金。

- 一、違反第四條、第五條、第九條之六、第九條之七或第十七條之三之規定，未交付文書、或交付未記載該等規定所定事項之文書或含虛偽記載之文書者。
- 二、違反依第五條之三、第九條之二、第九條之十、第十五

ができる。

第五章 罰則

第二十二條 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一、第五条の二、第九条の九、第十二条又は第十七条の五の規定に違反した者
- 二、第五条の四第一項、第九条の三第一項、第九条の十一第一項、第十六条第一項又は第十七条の八第一項の規定による命令に違反した者（昭六三法四三・全改、平八法四四・平一一法三四・一部改正）

第二十二條之二 第十四条の規定に違反して、書面を交付せず、又は同条に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十三條 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一、第四条、第五条、第九条の六、第九条の七又は第十七条の三の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者
- 二、第五条の三、第九条の二、第九条の十、第十五条又は

條或第十七條之七規定所為之指示者。

三、違反第八條之二或第十七條之四之規定，為顯與事實相反之表示、或為使人誤認顯優於實際情形或有利之表示者。

四、違反第九條或第九條之八之規定，未為通知者。

五、違反第十三條之規定，未為表示者。

六、違反第十七條之六第一項之規定，未備置同項所定文件、或文件記載不實者。

七、違反第十七條之六第二項之規定，無正當理由，拒絕文件之閱覽、或謄本或抄本之交付請求者。

八、未依第二十條之二第一項之規定為報告或為虛偽之報告，或拒絕、妨害或規避依同項規定之檢查者。

第二十三條之二 該當於下列各款情形之一者，處三十萬日圓以下之罰金。

一、違反第十條之三第二項或第十條之六第二項之規定，於其名稱中使用訪問販賣協會會員或通信販賣協會會員之字樣者。

二、未依第二十條之二第二項之規定為報告或為虛偽之報告，或拒絕、妨害或規避依同項規定之檢查者。

第二十四條 法人之代表人，或法人或自然人之代理人、使

第十七條の七の規定による指示に違反した者

三、第八條の二又は第十七條の四の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は實際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者

四、第九條又は第九條の八の規定に違反して通知しなかつた者

五、第十三條の規定に違反して表示しなかつた者

六、第十七條の六第一項の規定に違反して、同項に定める書類を備え置かず、又はこれに不正の記載をした者

七、第十七條の六第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覽又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだ者

八、第二十條の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十三條の二 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一、第十條の三第二項又は第十條の六第二項の規定に違反して、その名称中に訪問販売協会会員又は通信販売協会会員という文字を用いた者

二、第二十條の二第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

c 用人及其他之從業人員，就該法人或自然人之業務，有違反下列各款規定之行為者，除處罰行為者外，對該法人處以該當各款所定之罰金刑，對該自然人處以各該條文之罰金刑。

- 一、第二十二條第二款：三億日圓以下之罰金。
- 二、第二十二條第一款或第二十二條之二至第二十三條之二：各該條之罰金。

第二十五條 違反第十條之三第一項或第十條之六第一項之規定，於其名稱中使用訪問販賣協會或通信販賣協會之字樣者，處十萬日圓以下罰款。

使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一、第二十二條第二号 三億円以下の罰金刑
- 二、第二十二條第一号又は第二十二條の二から第二十三條の二まで 各本条の罰金刑

第二十五条 第十条の三第一項又は第十条の六第一項の規定に違反して、その名称中に訪問販売協会又は通信販売協会という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。（昭六三法四三・追加）